

議案第 33 号

調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則の一部を改正する
規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 5 月 24 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正治

提案理由

調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則について引用している調布市武者小路実篤記念館条例施行規則の条項を変更するための改正を提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則の一部を改正
する規則

調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則（平成25年調布市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び第9条」を「，第10条，第11条及び第12条」
に改める。

附 則

この規則は，令和5年5月24日から施行する。

調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則 平成25年12月20日教育委員会規則第5号 改正 略</p> <p>第1条 略 第2条 略</p> <p>2 施行規則の規定は、前項に規定する管理業務を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、施行規則第2条中「調布市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、「委員会は」とあるのは「指定管理者は」と、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、<u>第10条、第11条及び第12条</u>中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式中「調布市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 以下 略</p>	<p>○調布市武者小路実篤記念館の指定管理に関する規則 平成25年12月20日教育委員会規則第5号 改正 略</p> <p>第1条 略 第2条 略</p> <p>2 施行規則の規定は、前項に規定する管理業務を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、施行規則第2条中「調布市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、「委員会は」とあるのは「指定管理者は」と、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条<u>及び第9条</u>中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式中「調布市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 以下 略</p>

附 則（令和5年 月 日教委規則第 号）
この規則は、令和5年5月24日から施行する。